

## 第 32 回東京都景観審議会 意見の概要

東京都景観審議会に対し、事務局である東京都から「皇居周辺の風格ある景観誘導を実現するための景観計画の変更案、都民意見募集の結果などについて」説明があり、これについて審議が行われました。

### ■ 第 32 回東京都景観審議会 意見の概要

審議事項 1	皇居周辺の風格ある景観誘導に係る東京都景観計画の変更(案)について
--------	-----------------------------------

#### 【事前協議の運用および区との関係について】

- 「基準」と「指針」はどういう使い分けをしているのか。(中略)「建築物のデザイン評価指針」は景観法に基づくものではないと思うが、何の根拠(法)によるものなのか。

(事務局)

・景観形成基準は、大規模建築物等の事前協議において逐条的に(適合性を)チェックするためのもの。それに対し、デザイン評価指針は、ある程度デザインの自由度についても対応できるように、ものの考え方や方針を示したもの。東京都景観条例にある事前協議の指針として作成する。

- 「基準」は都市計画の許認可手続きにおける大規模建築物の景観誘導の延長上のものであると理解できる。それに対して「指針」は全く新しい提案であると思う。(中略)従来の延長上の仕事を計画部会が担うのはわかりやすいが、新しい提案の「指針」については、客観的な指標を持ってチェックすることができないので手続きは極めて慎重に進めていかななくてはならない。

- 「指針」の判断に当たっては、例えば該当区の景観に詳しい先生や建築デザインの専門家に入ってもらった必要があるかも知れない。その辺りが、どのようにして景観文化の向上のために育んでいくかということを考えるときに必要な運用上の手当てではないか。

(事務局)

・今後、1年間試行していく中で、ご意見をいただいた実際の運用面について十分検討・検証していきたい。

- 事業者側の立場としては、むしろこういう景観づくりのほうが皇居周辺の景観づくりに寄与できるということを積極的に提案もしていきたいので、そうした場合にどのように審査されるのかということについて、十分に検討してもらいたい。

- 1年間の試行期間の中で、地元区との調整も含め運用面の詳細を詰めていくとのことだが、本格実施に移る際に、運用方法が固まったということを審議会で確認してもらいたい。

- 都と区の手続きが煩雑にならないようにしてもらいたい。

- 大手町、丸の内周辺は、日本経済の中核としての役割を担っているのので、この点について再度認識して運用してもらいたい。

- 計画部会に事業主の代表も入れてもらいたい。

(事務局)

・試行の中では、事業者側や設計者などからデザインについて様々な提案を受けていきたい。  
・区とは連絡調整の場を設けて話し合いを継続し、その結果については当審議会で報告する。  
・計画部会において委員以外の方からも、必要に応じて意見を聞いていく。

○景観法の趣旨に則るならば、景観行政というのは市民に身近な基礎自治体である区に委ねるべきだが、皇居周辺は重要な場所として都区が協調していくべきと主張されるのならば、都の関与する範囲を明確にすべき。

(事務局)

・今回提案している施策は、都が都市計画上の決定権限を持つものに対象を限定している。都としての責任を果たすため、複数区の景観に影響を及ぼす(大規模な)ものについては、今後とも都条例の独自施策として残していく。

○デザイン評価指針の中で近景にまで言及しているが、観点の違いによる(都区の)役割分担と整合しないのではないかな。

(事務局)

・都市計画的なフレームに影響するため、近景も指針に入れているが、実際の運用では(近景部分は)区の役割が大きくなると考えている。

○計画部会に、地域をよく知っている委員も加えてもらいたい。また、事前協議のプロセスについて、可能な範囲で公開していくことを検討してもらいたい。

○関係機関ということで宮内庁の意見を聞いても良いのではないかな。また、近隣住民の意見も、計画の早い段階でくみ上げられるような形が考えられないかな。

○皇居周辺は、宮内庁も含めた国の機関が立地している場所であり、また日本の中心部でもあるので、国の品格や見え方にも配慮して景観誘導していく必要があるのではないかな。

○皇居の東御苑などについて、周辺地域で建築物を建てる時に配慮する一方で、皇居側から見た場合でも樹木を大きくして目隠しとなるよう工夫するなど、双方が協力してよい景観を形成していけるような雰囲気づくりをしていただきたい。

(事務局)

・ご指摘を踏まえ、国等の意見を聞きながら進めていく。また、計画部会において委員以外の方からも、必要に応じて意見を聞いていく。

・事前協議の最終的な結果については別途公開することを考えている。

#### 【今後、試行期間中に検討すべきことについて】

○「都と区の役割分担について、周辺区と十分協議して進めること」、「デザイン評価の際に、専門家の意見をきちんと聴取する、又は専門委員として招聘すること」を本審議会の付帯意見としてはどうか。

○部会はデザイン評価を想定しないときに設置されたもの。今後の重要な役割を考えると、デザイン評価を検討するに相応しいメンバーをその都度集めることは重要だ。

○計画内容についてはあまり異論が出ていない。付帯意見をつけるのであれば、試行の中で「十分に区と協議すること」や「運用の仕方を詰めること」などを内容にしてはどうか。

○事業者としては、正しい判断で、早く結論を出してほしい。付帯意見により事業のスピードに影響があると困る。

○(皇居周辺の)景観は国全体の財産だと考えている。近隣住民の目線は大事だが、区レベルの目線だけでよいのか。付帯意見は不要。

- 試行期間の中で区との関係を検証してもらいたいというメッセージとして、付帯意見をつけるのもいいのでは。
- 運用にあたり慎重に方法を検討すること、区と積極的に協議することなどの意見を議事録に残すこととして、付帯意見は付けないで、今回の計画変更手続きをそのまま進めてもらう。本格実施の前に試行結果の報告を景観審議会へ行なってもらいたい。

### 【その他】

- 景観計画(案)の文章を一部修正していただきたい。(景観形成方針部分、緑化の景観形成基準部分)
- 前回の審議会の発言内容が簡略化しすぎではないか。議事録を確認できるようにしてもらいたい。また、議事録公開にあたってのルールを決める必要がある。

(事務局)

・ご指摘を踏まえ、文章を修正する。また、議事録公開のルールについて会長と相談して明確にしていきたい。

審議事項2	小笠原における屋外広告物の表示等の制限に係る東京都景観計画の変更(案)について
-------	---

- 公益団体による島の振興に関する広告の取り扱いについては別枠で考えるという説明だったが、むしろそういう公の機関が率先して基準を守るべきではないか。

(事務局)

・公益団体とは観光協会などを想定しており、島の振興に資するような広告にまで一律に考えなくてもよいのではという主旨。デザインなどには当然に配慮していただく考えである。

- 小笠原のような観光地では、積極的によい広告物を出していこうという誘導型の取り組みも重要。それを積極的に支援してもらいたい。

(事務局)

・ご指摘の点について、今回都は(大きさや位置など)基礎的な部分を決めるので、広告のデザイン等については、村で小笠原らしいよいものをつくりあげていってもらいたいと(村の説明会で)提案したところである。

- クリスマスや鯨フェスタなど例年の行事の際に使う広告については、短い期間のものであるので規制を緩めてもよいのではないか。

(事務局)

・島では年間に幾つかのイベントを企画して観光客を呼んでいる。この際に、村の自主性を尊重しつつ、デザイン上優れた広告となるよう、促していきたいと考えている。